



島根県報

平成19年 1月19日 (金)
第 1,846 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧	(廃棄物対策課)	1
産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧	(")	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	3
換地処分	(農村整備課)	3
換地計画書の縦覧	(")	3
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	(")	4
保安林の指定	(森林整備課)	4

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	4
土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	5
県立学校の電子計算組織の購入に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	5

特定調達公告

島根県人事給与システム運用機器(サーバ関連)の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(人 事 課)	7
--	-----------	---

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の住所表記の変更		9
--------------------------	--	---

告 示

島根県告示第41号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設設置許可申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成19年 1月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請者

三光株式会社 代表取締役 三輪 博美
鳥取県境港市昭和町 5 番地17

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

松江市八束町江島1128番地105

3 一般廃棄物処理施設の種類の

ごみ処理施設(焼却施設)

- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
可燃性ごみ及びし尿・し渣・汚泥 以上2品目 石綿含有一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物であるものを除く。
- 5 申請年月日
平成18年12月11日
- 6 縦覧場所
島根県松江市大輪町420 島根県松江保健所
- 7 縦覧期間及び縦覧時間
(1) 縦覧期間 平成19年1月19日から同年2月19日まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
(2) 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 8 意見書の提出等
(1) 意見書の記載内容等
意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。
(2) 意見書の提出期限
平成19年3月6日
(3) 意見書の提出先
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

島根県告示第42号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成19年1月19日

島根県知事 澄田信義

- 1 申請者
三光株式会社 代表取締役 三輪 博美
鳥取県境港市昭和町5番地17
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
松江市八束町江島1128番地105
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
汚泥の焼却施設
廃油の焼却施設
廃プラスチック類の焼却施設
その他産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系不要固形物、ゴムくず、汚泥、がれき類、ガラスくず等及び金属くず(以上3品目はその他の産業廃棄物との混合物に限る。) 以上12品目 石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。
- 5 申請年月日
平成18年12月11日

6 縦覧場所

島根県松江市大輪町420 島根県松江保健所

7 縦覧の期間及び時間

- (1) 縦覧期間 平成19年 1月19日から同年 2月19日まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (2) 縦覧時間 午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

8 意見書の提出等

- (1) 意見書の記載内容等
意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。
- (2) 意見書の提出期限
平成19年 3 月 6 日
- (3) 意見書の提出先
〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

島根県告示第43号

介護保険法(平成 9 年法律第123号)第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成19年 1 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人財団 公仁会	訪問リハビリテーション	医療法人財団公仁会 鹿島病院	松江市鹿島町名分243 - 1	平成18年 12月 1 日
	介護予防訪問リハビリテーション			

島根県告示第44号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第 3 項の規定により、出雲市土地改良区理事長から西光坊地区第 2 工区における換地処分を平成19年 1 月10日付けで行った旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 1 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第45号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南(頓原)地区後田工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることがで

きる。

平成19年1月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年1月19日から21日間

3 縦覧の場所

飯南町役場

島根県告示第46号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年1月19日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
仁多郡仁多町土地改良区	河内地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成18年6月19日

島根県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年1月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

松江市八雲町東岩坂3534 - 1 から3534 - 4 まで、3535 - 2、3535 - 3、3538 - 1、安来市広瀬町西谷958、968 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成19年 1月 9 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 J A P A N子宝MONDE

3 代表者の氏名

小金 進

4 主たる事務所の所在地

島根県浜田市後野町636番地 4

5 定款に記載された目的

この法人は、すべての子どもを「子宝」ととらえた育成対象者として、社会が連携して子どもの育成に努める気運を高揚させるような啓発と、子どもたちと高齢者等世代間交流を含む具体的な活動の提供を推進し、もって、子どもの健全な育成環境の増進と社会貢献を目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

浜田地区県政情報コーナー（浜田合同庁舎 1 階）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第 2 項の規定により、次の土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成19年 1月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土地区画整理組合の名称

東出雲町出雲郷南土地区画整理組合

2 事務所の所在地

八束郡東出雲町大字出雲郷1232番地 1

3 解散認可の年月日

平成19年 1月19日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成19年 1月19日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 島根県立情報科学高等学校電子計算組織 一式

イ 島根県立松江商業高等学校電子計算組織 一式

ウ 島根県立出雲商業高等学校電子計算組織 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年3月29日(木)

(4) 納入場所

ア 島根県安来市能義町310 島根県立情報科学高等学校

イ 島根県松江市浜乃木8-1-1 島根県立松江商業高等学校

ウ 島根県出雲市大津町2525 島根県立出雲商業高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育委員会教育施設課(電話0852-22-5416)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成19年1月19日から平成19年1月23日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 年月日 平成19年2月8日(木)

イ 時刻

㊦ 島根県立情報科学高等学校電子計算組織 一式 午後1時30分から

㊧ 島根県立松江商業高等学校電子計算組織 一式 午後2時から

㊨ 島根県立出雲商業高等学校電子計算組織 一式 午後2時30分から

ウ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎 教育委員室

エ その他 郵便による入札は認めない。

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成19年2月2日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成19年 1月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 入札に付する事項

(1) 件名

島根県人事給与システム運用機器（サーバ関連）の賃貸借契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による

(3) 賃貸借期間

平成19年3月1日から平成24年2月29日まで

(4) 納入場所

島根県松江市内中原町255番地1 自治研修所別館

(5) 入札方法

入札者は、島根県人事給与システム運用機器（サーバ関連）の賃借料総額（賃借料の月額に契約期間の月数（60月）を乗じて得た額。消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を入札書に記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円

未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目(大分類14「借入品」、中分類(2)「情報処理機器」)に登録されている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 0873 島根県松江市内中原町255番地1
自治研修所別館2階B - 2(総務部人事課分室)
島根県総務部人事課
電話 0852 - 22 - 5945 FAX0852 - 22 - 6324

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成19年1月19日(金)から平成19年1月30日(火)までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成19年2月8日(木)午後2時

イ 場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第1会議室

ウ その他

郵便、ファクシミリ、電話その他による入札は認めない。

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of tender

Lease Contract of Computer Hardware (a set of UNIX Servers) dealing with Shimane Prefecture' employee salary allotment system

(2) Specification and quantity for lease

According to the bid explanation form

(3) Leasing Period

1st March, 2007 to 29th February, 2012

(4) Delivery Location

According to the bid explanation form

(5) Deadline for tender

2:00 pm. 8th February, 2007

(6) Contract contact information

Personnel Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government, annex to Local Government In-Service Training Institute, 255-1 Uchinakabara, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-0873
Japan Ph:0852-22-5945

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成19年 1月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名 称 及 び 所 在 地		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
津和野共存病院	鹿足郡津和野町大字森村口 141番地	施設の所在地 の表記	鹿足郡津和野町森村口141番地

日原共存病院	鹿足郡日原町大字枕瀬218番地18	施設の所在地の表記	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18
特別養護老人ホームシルバーリーフつわの	鹿足郡津和野町大字後田口126番地	施設の所在地の表記	鹿足郡津和野町後田口126番地
特別養護老人ホーム 星の里	鹿足郡日原町大字日原50番地2	施設の所在地の表記	鹿足郡津和野町日原50番地2
老人保健施設せせらぎ	鹿足郡日原町大字枕瀬218番地24	施設の所在地の表記	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24
特別養護老人ホームかなぎ園	那賀郡金城町大字七条イ1046番地5	施設の所在地の表記	浜田市金城町七条イ1046番地5
老人保健施設さざんか	那賀郡金城町大字七条ハ403番地	施設の所在地の表記	浜田市金城町七条ハ403番地
介護老人保健施設旭・やすらぎの郷	那賀郡旭町大字本郷362番地10	施設の所在地の表記	浜田市旭町本郷362番地10
社会福祉法人弥栄福祉会養護老人ホーム寿光苑	那賀郡弥栄村大字長安本郷442番地2	施設の所在地の表記	浜田市弥栄町長安本郷442番地2
養護老人ホームミレ岡見	那賀郡三隅町大字岡見700番地	施設の所在地の表記	浜田市三隅町岡見700番地
老人保健施設アゼーリみずすみ	那賀郡三隅町大字河内451番地1	施設の所在地の表記	浜田市三隅町河内451番地1
特別養護老人ホームミレ岡見	那賀郡三隅町大字岡見700番地	施設の所在地の表記	浜田市三隅町岡見700番地
社会福祉法人慈光会特別養護老人ホーム湯の郷苑	邇摩郡温泉津町温泉津大字上村461番地	施設の所在地の表記	大田市温泉津町上村461番地
六日市病院	鹿足郡六日市町大字六日市368番地4	施設の所在地の表記	鹿足郡吉賀町六日市368番地4